

【CLOメルマガ】金融サービス仲介法制

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(臨時号) 令和2年6月19日

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただきます。

今号では、令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布された「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」により改称された「金融サービスの提供に関する法律」(以下、「法」といいます。)を取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

以下は、事務所ウェブサイト公表している「金融サービスの提供に関する法律の概要」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から。

(<https://www.clo.jp/column/2449//>)

~~~~~

### 1. 立法経緯とポイント

近年、オンラインでの金融サービスの提供が活発化し、銀行・証券・保険すべてのサービスをワンストップで受けたいという利用者のニーズが高まっています。しかし、これまでは銀行、証券会社、保険会社といった金融機関のサービスを仲介しようとする、各業法に基づく許可や登録がそれぞれ必要であったことに加え、特定の金融機関に所属することによる所属金融機関からの指導への対応の負担が大きかったことなどから、このような仲介サービスを提供する業者の数は多くありませんでした。

そこで、従来の金融商品販売法の改正により、新たに「金融サービス仲介業」を創設し、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介することを可能とし、特定の金融機関への所属を不要としました。

法律の原文や新旧対照表などは、以下のリンク先からご確認いただけますので、ご参照ください

#### ■ 金融庁ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html/>

## 2. 既存の仲介業と金融サービス仲介業との比較

既存の仲介業に係る許可・登録は今後も取得可能であるため、両者を比較してビジネスモデルに合うものを選択することが重要と考えられます。

### 〔許認可の取得コスト〕

- ・ 既存の仲介業…業法毎の許可・登録が必要
- ・ 金融サービス仲介業…1つの登録で全ての金融分野のサービスの仲介が可能

### 〔仲介可能な金融サービス〕

- ・ 既存の仲介業…基本的に制限なし
- ・ 金融サービス仲介業…高度に専門的な説明を必要とする金融サービスは仲介不可

### 〔金融機関との関係〕

- ・ 既存の仲介業…多くは所属金融機関から指導・監督を受ける関係
- ・ 金融サービス仲介業…パートナー関係となり、金融機関から指導等を受ける必要なし

### 〔手数料等の開示義務〕

- ・ 既存の仲介業…一部を除き開示義務なし
- ・ 金融サービス仲介業…顧客から求められたときは開示義務あり

## 3. 今後の金融ビジネスにおける活用可能性

### (1) 新規参入業者による活用可能性

今後、例えば、以下のような業者が金融サービス仲介業登録を受けて、新たな金融ビジネスを展開することが考えられます。

- ①電子決済等代行業者(主に家計簿アプリやクラウド会計ソフトなど参照系のサービスを提供)
- ②通信キャリア事業者
- ③プラットフォーマー(膨大な数の利用者の情報(特に商品やサービスの購入履歴)を保有)

これらの業者の一部は、すでに金融サービスの仲介業務を開始している状況にあると思われますが、金融サービス仲介業登録の活用により、業務を通じて取得した利

ユーザーの情報をを用いて利用者のニーズに沿った形でローン、投資信託、保険等の金融サービスをオンラインで提供することで、仲介手数料などによる収益拡大を図る金融ビジネスへの参入が容易になることが予想されます(電子金融サービス仲介業務)。

## (2) 銀行・保険・証券・貸金業の各分野における活用可能性

### ①銀行分野

銀行法の改正により、銀行の子会社対象会社に新たに金融サービス仲介専門会社(有価証券等仲介業務及びその付随業務等を専ら営むもの)が新設され、今後、銀行法施行規則の改正により、預金等媒介業務や保険媒介業務が、金融関連業務に追加されることが想定されます。

銀行グループとしては、多くの預金者とその口座情報を保有しているという強みを生かして、上記の類型の子会社や銀行業高度化等会社を活用して、様々な金融サービスをワンストップで提供していくという活用も考えられます。

### ②保険分野

現状、顧客のニーズにより適切に対応するために、多くの保険会社と代理店委託契約を締結し、複数保険会社の保険商品を取り扱う乗合代理店が存在します。

しかし、このような代理店は、所属保険会社の指導監督を受ける立場にあり、特に募集文書については、代理店委託契約上、事前に保険会社の了解を得ることが求められているところ、全保険会社から事前了解を取得することは困難を伴います。

この点、金融サービス仲介業者は、保険会社から独立しており、自己責任で保険募集を行なう者であるため、制度上、保険会社の事前了解を取得しなければならない立場にはありません。

そのため、保険分野においては、金融サービス仲介業者が、比較サイト等で保険商品に係る比較情報提供の担い手となることが期待できるように思います。

### ③証券分野

金融サービス仲介業者は、証券会社に所属する必要がないため、既存の金融商品仲介業者と異なり、証券会社から独立し、IFA(Independent financial advisor)として、投資家本位の観点から充実したサービスを提供できる可能性があります。

販売会社の立場からしても、金融サービス仲介業者については、指導監督が不要であるうえ、上記ビジネスモデルを採用する金融サービス仲介業者であれば、販売時

の手数料負担も発生しないこととなります。その結果、従来の金融商品仲介業者による仲介等の場合と比較して、販売会社が負担するコストを低く抑えることが可能と考えられます。

実際に金融サービス仲介業ビジネスがどの程度の規模となるかは不確実ですが、低コストの金融サービス仲介業者による仲介を収益確保の一つの手段と位置付け、これを活用するべく、投資家本位の金融サービス仲介業者に選択される長期保有に適した商品を取り揃えることは、販売会社としても検討に値するものと考えられます。

#### ④貸付けを媒介する業務

現行法上、貸付けの媒介のみを行う場合であっても、貸金業者の登録を受けることが必要であり、財産要件(純資産額 5000 万円以上)、人的要件(常勤の貸金業務取扱主任者の配置、3 年以上の貸付業務の経験を有する常勤役員の在籍等)等、ローンを実施する場合と同様の登録要件を充足することが求められています。

しかし、今回の法の施行により、貸金業者の登録を得ずとも、金融サービス仲介業の登録によって、住宅ローンその他のローンの仲介紹介業務を行うことが可能となると見込まれます(銀行のローンについて媒介をする場合は預金等媒介業務に、貸金業者のローンについて媒介をする場合は貸金業貸付媒介業務に当たります。)。消費者にとっても、ローンの選択に当たって、自らにあった商品についての助言を得やすくなるという利点があるものと考えます。

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 錦野 裕宗 (nishikino_h@clo.gr.jp)

弁護士 堀越 友香 (horikoshi_y@clo.gr.jp)

弁護士 浦山 周 (urayama_h@clo.gr.jp)

弁護士 本行 克哉 (hongyo_k@clo.gr.jp)

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】 今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所) 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都
三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....